

新発田民主商工会  
 新発田市豊町2-3-3  
 TEL 0254-22-4390  
 FAX 22-4705  
 2016.5.16  
 NO 2008

## 「何でも相談会」を開催

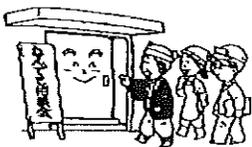
労災・社会保険、記帳・決算、滞納・開業…

### 仲間の業者に、民商の紹介を！

営業と暮らしをめぐる状況は厳しさが続き、「資金繰りをどうしたら良いのか?」「返済や税金・国保税の支払いが大変!」などの声があがっています。

一方では、「仕事の関係で労災や社会保険の加入が必要」「自分で記帳・決算をやりたい」「商売を始めたがなにをどうしたら良いのか?」との相談も寄せられています。

民商では、「二人で悩まず、みんなで解決・実現」の立場で、「相談会」活動に取り組んでいます。ぜひ、困っている仲間の業者に、「民商へ相談に行こう!」と呼びかけてください!



#### 相談会・日程

##### ● 聖籠町・町民会館

・5月18日 午後7時～8時

##### ● 住吉コミュニティセンター

・5月19日 午後7時～8時

##### ● 生涯学習センター

・5月20日 午後7時～8時

### 「換価の猶予」を申請

「払える金額・回数」で分割納付、ひと安心!

建設業のAさんは、これまでも分納をして消費税を納めていましたが、今回初めて「換価の猶予」を学習し、書類を税務署に提出。無事受理され「これで延滞税も払える金額となり、ひと安心」と喜んでいました。Bさんは、消費税の納税額を一括で払えず、高利の借入も考えましたが、民商に相談し、「換価の猶予」を申請、払える金額と回数で受理されました。

飲食業のCさんは、去年までは5～6回に分けて消費税を払っていました。しかし今年、税務署から「任意の分割納付は3回まで」と言われ、困っていましたが、みんなと一緒に「換価の猶予」を学習、申請しました。そして見事に「6回に分納」が認められ、喜んでいました。

### 今週の商工新聞…ここもおすすめ

- ◆ 一面…分納納付で延滞税も軽減! 「換価の猶予」申請
- ◆ 三面…パソコン記帳推進 大阪・東淀川民商
- ◆ 四面…所得税法56条の問題点と廃止運動のポイント

#### △ 会員訪問・対話

聖籠支部は4月26日、役員・事務局らが参加して、支部の会員宅を訪問し、対話に取り組みました。



訪問先では、消費税問題が話題になり、「このまま消費税が上がるとお客様の来店回数が減って困る」、「景気回復のために5%に戻す勇気も大事ではないか」などと語り、増税中止の署名に快く協力してくれました。

聖籠・加治支部の合同企画 誰もが参加できます!

### 「わらび採り」のお知らせ

◆ 日時 5月29日(日)

午前8時・新発田民商事務所を出発

◆ 会場 足水中里わらび園

\*参加申し込みなどの詳細は

このニュースの「裏面」をご覧ください!

#### 恒例 「笹だんごづくり」

◎ とき 6月19日(日) 午前9時～正午

◎ ところ 地域交流センター

◎ 申し込み必要です。6月4日までにお願いします

※詳しい内容については、

来週の「チラシ」をご覧ください。

#### 本 地 震

「救援募金」が続々と寄せられています! 引き続き、ご支援をお願いします



### 今後の日程

- 5月13日…パソコン教室 午後7時～ 民商事務所
- 5月15日…新商連共済会総会
- 5月18日…弁護士による「法律相談」 要予約
- 5月18日…消費税各界連第3回世話人会 午後7時～
- 5月24日…商店街 宣伝・署名行動 午後4時～5時
- 6月12日…新発田民商 第62回定期総会 豊谷殿